

運 輸 省 届 出

# 普通倉庫荷役料率表

株式会社 中 央 倉 庫

## 目 次

I	普通倉庫荷役料	(2)
1	基本料率	(2)
2	割増料率及び割引料率	(3)
3	その他の料率	(3)
4	消費税及び地方消費税の加算	(4)
II	料率の適用	(4)
1	料率表に記載のない貨物	(4)
2	料金の計算	(4)
3	割増料率	(5)
4	その他の料率	(5)
5	個別に協議して定める料金	(5)
6	消費税及び地方消費税の加算	(6)

# I. 普通倉庫荷役料

## 1. 基本料率

### (1) 庫入又は庫出料金

(1トンにつき、単位円)

大区分	中区分	料 金
ユニタイズ貨物	コンテナ実入	320 ~ 590
	コンテナ空	270 ~ 500
	パレタイズ貨物	590 ~ 890
	そ の 他	510 ~ 1,040
包 装 品	袋 物	720 ~ 1,380
	ベ ー ル 物	750 ~ 1,240
	た る 物	610 ~ 820
	雑貨・機械類・モーターサイクル	710 ~ 1,280
	農水産物・製茶・コルク	810 ~ 1,100
	そ の 他	1,140 ~ 1,700
有 姿 貨 物	非 鉄 金 属	960 ~ 1,300
	タイヤ・巻取紙・木材・鋼材・石材	580 ~ 990
ば ら 貨 物		570 ~ 1,060
そ の 他	家庭用電気・ガス石油器具	740 ~ 990
	そ の 他	1,440 ~ 2,380

### (2) 庫出コンテナ詰又は、コンテナ出し庫入作業

1トンにつき 1,800円 ~ 2,700円

### (注) (1) 冬季料率

次の地方における12月1日より翌年3月31日までの間の料率については、本料率と本料率に各地それぞれの冬期割増率を乗じて得た金額との合算額をその期間の基本料率とします。

割増率	地 方 名
3割増	富山県、石川県、福井県

## 2. 割増料率及び割引料率

### (1) 割増料率

種 別	内 容	割 増 率 又 は 割 増 額	
半 夜 荷 役	17時から21時30分までの間における荷役	基本料率の6割増	
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料率の10割増	
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料率の1割増	
超過距離荷役	基本距離を超える距離の荷役であって、その超過距離が50メートル以内のもの (注) (1)及び(2)参照	1 ト ン に つ き	
		撒 貨 物	140円 ~ 190円
		一般貨物	170円 ~ 230円
多階建倉庫荷役	2階以上の倉庫への貨物の庫入又は2階以上の倉庫からの貨物の庫出荷役	基本料率の3割増以内	

(注) (1) 基本距離とは、庫入又は庫出荷役にあつては50メートルとします。

### (2) 超過距離荷役割増の冬期料率

I-1「基本料率」(注)(1)の冬期料率適用地方における適用期間中の超過距離荷役割増料率については、本割増と本割増額に各地それぞれの冬期割増率を乗じて得た金額との合算額をその期間の割増料率とします。

### (2) 割引料率

種 別	内 容	割 引 率
大口数量割引	荷主からの1荷役引受けにおいて、 同一貨物の量が1,000トン以上の場合	1,000トン以上~3,000トン未満 全量 基本料率の5%割引
		3,000トン以上 全量 基本料率の7%割引
長期大量割引	同一荷主から3ヵ月以上の長期契約に基づき、1回当たり3,000トン以上の荷役を1ヵ月に2回以上、3ヵ月連続して引き受けた場合	1回当たり3,000トン以上の荷役につき、 基本料率の5%割引

## 3. その他の料率

### (1) 特殊荷役料

はい替	庫入又は庫出料率の8割
仕 訳	〃 3割
看 貫	〃 3割 (計量器使用、検量立会人の費用は含まない。)
仮 置	〃 3割
庫移し	庫入及び庫出料率の合算額

### (2) 量目調整料 実費を申し受けます。

(3) 荷直料（1トンにつき）

麻袋	メイズ・マイロ・大豆・大麦	160円 ～ 190円
	その他	130円 ～ 160円
紙袋・ビニール袋		160円 ～ 190円

(注) (1) 本料率は取扱貨物全数量に適用します。

(2) 本料率には材料費を含みません。

(3) 袋物以外は実費を申し受けます。

(4) I-1「基本料率」(注)(1)の冬期料率適用地方における適用期間中の荷直料については、本料率と本料率に各地それぞれの冬期割増率を乗じて得た金額との合算額をその期間の荷直料とします。

(4) トラック積卸手伝料金

庫入又は庫出料率の5割以内

4. 消費税及び地方消費税の加算

料金の総額の消費税及び地方消費税相当額を、別途加算の上申し受けます。

## II 料率の適用

1. 料率表に記載のない貨物

基本料率表に記載のない貨物については、基本料率表に記載の貨物と荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料率を適用し、類似した貨物がない場合は、荷主と協議の上決定した料率を基本料率とします。

2. 料金の計算

料金の計算は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、体積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、体積は1,133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、次の場合の係数は、それぞれの定めるところによります。

袋物のメイズ、マイロ、大豆、大麦 1.2、ペレット状飼料 1.3、ふすま 1.8

(2) 1個の体積が0.025立方メートルに満たないときは、0.025立方メートルとして料金を計算します。

(3) 割増料率が重複する場合は、基本料率にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(4) 庫入又は庫出1回の料金が300円に満たないときは、300円とします。

(5) 消費税及び地方消費税導入に伴う加算については

イ. 料金の総額に消費税及び地方消費税相当額を乗じて計算します。

ロ. 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

### 3. 割増料率

割増料率の適用は次のとおりとします。

#### (1) 半夜荷役割増

17時より21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

#### (2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日・祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

#### (3) 雨天・雪天荷役割増

荷主の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

#### (4) 超過距離荷役割増

基本距離を超える距離の荷役であって、その超過距離が50メートル以内のものについて所定の超過距離荷役割増を適用します。

#### (5) 多階建倉庫荷役割増

2階以上の倉庫への貨物の庫入、又は2階以上の倉庫からの貨物の庫出を伴う荷役について、所定の多階建倉庫荷役割増を適用します。

### 4. その他の料率

その他の料率の適用は、次のとおりとします。

#### (1) 特殊荷役料

本料金は、貨物のはい替、仕訳、看貫、仮置、庫移し作業を行った場合に適用します。

ただし、看貫作業における計量器使用及び検量立会人の費用は、本料金とは別に実費を申し受けます。

なお、本料金に対してはⅠ-2-(1) (割増料率)、Ⅱ-1 (料率表に記載のない貨物) 及び同2 (料金の計算) の規定を適用します。

#### (2) 量目調整料

本料金は、貨物の量目調整作業を行った場合に適用します。

#### (3) 荷直料

本料金は、荷直作業を行った場合に適用します。

#### (4) トラック積卸手伝料金

本料金は、トラック積卸作業を行った場合に適用します。

### 5. 個別に協議して定める料金

(1) 特殊な貨物 (特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等) の荷役、又は特別な荷役 (荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等) の場合は、基本料率による料金のほかに、荷主と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 荷主の要求により検品、改装、改梱、見本採取、特殊仕訳、マーク刷、エフ付、詰合せ、詰替えその他の作業を行った場合には、荷主と協議の上、実費を申し受けます。

(3) 基本距離を超える距離の荷役であって、その超過距離が50メートルを超える場合は、基本料率による料金のほかに荷主と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4) 荷主の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、荷主と協議の上、別途実費を申し受けます。

- (5) 天災等特別の事由により、労働者の確保が著しく困難なときは、荷主と協議の上、一定の期間を限り特別料金を申し受けることがあります。
- (6) 高価品の明告ある貨物、危険品貨物は、荷主と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (7) 荷主の要求により、電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等を行った場合は、荷主と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (8) 本料率表に記載のない事項については、その都度荷主と協議の上決定した金額を申し受けます。

#### 6. 消費税及び地方消費税の加算

保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物の料金については、消費税の加算を行いません。